

本校の感染症による出席停止の際の書類手続きについて

生徒が学校感染症に罹患した時には、出席停止となります。その際、登校再開時には**感染症の内容によって、「登校許可証明書(医師の記入)」と「治癒報告書(保護者の記入)」のどちらか一方を提出**していただきます。様式は学校のHP「各種証明書等」からダウンロードできます。今後も家庭への正確な指示をお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

千葉県立佐倉高等学校長 様  
千葉県立佐倉高等学校  
年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

1 疾患名  
\_\_\_\_\_

2 治療期間  
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

上記の疾患はほぼ治癒し、他者に感染の恐れなく、登校に差し支えないことを証明します。

平成 年 月 日  
医 療 機 関  
医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

←「登校許可証明書」

例: 感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症

- ・医師による記載
- ・「治癒報告書」に載っていない学校感染症やその他の感染症の際に使用する。症状や状態によって出席停止期間がさまざまのため、医師による指示が必要となる。

※ 医療機関によって記載料がかかることがあるので保護者に負担を了承してもらう。

平成 年 月 日

治 癒 報 告 書

千葉県立佐倉高等学校長 様  
年 組 番 \_\_\_\_\_  
生徒氏名 \_\_\_\_\_  
保護者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の疾患はほぼ治癒し、他者に感染の恐れなく、登校に差し支えないことを医師が診断したことを報告します。

記

1 疾患名 (該当疾患に○印)

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ(型)	発症(発熱)した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

2 出席停止期間  
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

←「治癒報告書」

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎  
風しん・水痘・咽頭結膜熱

- ・保護者による記載  
(医師の指示に従ったことを申告する内容。)
- ・学校感染症の第二種のうち、明確な出席停止期間が定められているものに使用する。
- ・流行時の手続きにおける負担(記載料、登校再開時の診察など)の軽減を図る目的で使用している。

※ 保護者へ医師から指示された出席停止期間を守るよう確認すること。

**生徒から受け取った証明書または報告書は内容の確認後、保健室へ提出をお願いいたします。**